都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 厚生労働省政策統括官付サイバーセキュリティ担当参事官室

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて(周知依頼)

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関等においては、保有する医療情報の安全を確保するため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に沿って、必要な対策を講じていただいているところです。

一方、ここ数年、医療機関へのサイバー攻撃によって電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等の事案が発生していることを踏まえ、別添1のとおり、医療機関において早急に取り組んでいただきたいセキュリティ対策等についてまとめましたので、管内、管下の医療機関に対し、院内掲示等でサイバーセキュリティに対する意識醸成に活用するよう周知ください。併せて、医療法第25条第1項に基づく立入検査において確認することとしている「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」(別添2)について、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル」(別添3)を活用しながら、医療機関において対策が適切に講じられているか確認するよう要請ください。また、万が一、サイバー攻撃を受けた場合にも事業継続計画等により地域住民への医療提供体制に支障が出ることのないよう医療機関に対する注意喚起をお願いします。

さらに、医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイトの研修コンテンツ(別添4)や、令和4年11月10日付事務連絡「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について(注意喚起)」(別添5)の情報もご活用下さい。

なお、別添5のランサムウェア特設ページについてはサイトが移動しておりますので下記 URL をご参照ください。

https://www.nisc.go.jp/tokusetsu/stopransomware/index.html

■医療機関等がサイバー攻撃を受けた場合等の厚生労働省連絡先

医政局特定医薬品開発支援 · 医療情報担当参事官室

TEL: 03-6812-7837

MAIL: igishitsu×mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「×」を「@」に置き換えてください。

■医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版(令和5年5月)

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275 00006.html